

床尾の里てらさか規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、床尾の里てらさか(以下、「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を、豊岡市出石町寺坂 157 番地(寺坂地区コミュニティセンター内)に置く。

(目的)

第3条 本会は、寺坂小学校区の範囲(以下「地区」という。)における共通の課題解決と地区住民の親睦と融和を図り、元気で明るい地域を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業に関するこ。
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関するこ。
- (3) 会員相互の連携に関するこ。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関するこ。

第2章 組 織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認め役員会で承認されたもの

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(総会)

第7条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。又臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。
 - (1)予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2)役員の選任・解任に関すること。
 - (3)規約に関すること。
 - (4)その他本会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。但し委任状を提出した代議員は出席とみなすものとする。
- 5 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会の議事については、議事録を作成し、出席の代議員から選任した2名と議長とともに署名捺印する。

(役員会)

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1)総会に付すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 役員会の議長は、会長が行う。
- (部会)
- 第9条 本会に部会を置く。
- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
 - 3 部会員は、本会が会員から選任及び公募した者をもって構成する。
 - 4 部会は部会長が招集する。
 - 5 部会は、次のとおりとする。
 - (1)地域振興部会
 - (2)人づくり部会
 - (3)ささえあい部会
 - (4)防犯・防災部会

(運営会議)

第 10 条 運営会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、連絡、調整を図る活動を行う。

(事務局)

第 11 条 本会の会計及び庶務は、事務局で処理する。

第 3 章 代議員

(代議員)

第 12 条 代議員は、各区長及び、各区、各種団体から推薦のあった者及び公募により選任された者とする。

(代議員の任務)

第 13 条 代議員は、総会または臨時総会において、第 7 条第 3 項に規定する事項について審議し、決定する。

- 2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宣意見を述べることができる。
- 3 代議員は第 9 条 5 項の各部会に所属するものとする。但し重複は妨げないことをとする。

(代議員の任期)

第 14 条 代議員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 役 員

(役員)

第 15 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 正副部会長 各 1 名
- (4) 監事 2 名

- 2 会長、副会長は、正副部会長を兼務できるものとする。
- 3 本会に、役員会の承認を得て、顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第 16 条 当該年度の各区区長及び各部会の部会員 1 名が選考委員となり、区長会長が選考委員長を務め選考委員会を開催した上で、新役員を選出し役員会で了承を受け、総会で承認を得るものとする。

- 2 副会長のうち1名は、寺坂地区区長会会長をあてるものとする。
- 3 役員は本会会員より選出し、選出された役員は代議員となるものとする。
(役員の任務)

第17条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1)会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3)監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (4)監事は本会の代議員及び役員を兼ねることはできない。
- (5)正副部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (6)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 財務

(経費)

第19条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 その他

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年1月27日から施行する。
- 2 本会の設立された日の属する年度の役員、代議員の任期は、第14条及び第18条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 本会の設立日の代議員及び役員は、第12条及び設立準備委員会役員会で選出し、総会で承認を得ることとする。

附則 平成29年4月14日 一部改正
附則 平成30年4月16日 一部改正